

アシスト

発行: JP-MIRAI(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム)相談窓口「アシスト」
電話 : 050-3196-5169



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

H P : <https://jp-mirai.org/jp/>

今月のキーワード

「ビジネスと人権」とは何ですか？

「ビジネスと人権」に関心が高まっています。JP-MIRAI アシストも、この考え方に基づいて、外国人の相談・救済に取り組んでいます。「ビジネスと人権」とは何かを一緒に考えてみましょう。

■「ビジネスと人権」の3本柱

ひとことで言うと、人権に関する国際基準の一つです。「ビジネスと人権に関する指導原則」として2011年に国連で採択されました。

その内容は、次の三本柱からなっていますが、ポイントは2番目です。企業も人権保護に責任を持つべきだという考え方を宣明したのです。

図表1 ビジネスと人権の三本柱

I	国家の責任
II	企業の責任
III	個人の救済

■企業の人権リスク

企業は、人権侵害を起こすつもりで事業活動を行うことはないとしても、事業活動を通じて間接的に負の影響を与えることがないとはいえません。国外のサプライチェーンはわかりにくいので注意が必要ですが、自社内の職場においても、違法状態を放置し、大きな人権侵害を招いてしてしまうこともあるので日頃の取組が必要です。

図表2 企業における人権リスクの例

自社内・職場	サプライチェーン
ハラスメント	強制労働
雇用差別	環境汚染 等
長時間労働	製品・サービス
労働安全衛生違反	情報格差
技能実習法違反 等	個人情報保護違反等

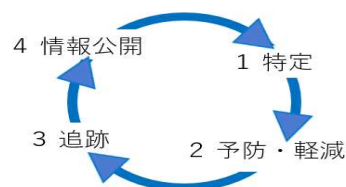
■企業は何をすればいいですか

第1に、自社において「人権侵害を起こさない」という方針を決定することです。

第2に、そのために、図表3に掲げる人権保護の4ステップの取組（これを「人権デューデリジェンス」といいます）を実施することです。

第3に、万が一一人権侵害が生じた場合には、適切な相談・救済措置を提供することです。

図表3 人権を守る4つのステップ
(人権デューデリジェンス)



わが国においても「行動計画」(2020年)が定められ、企業に取組が期待されています。

各企業において、人権を守る取組を始めましょう。外国人の人権についての相談・救済については、JP-MIRAI アシストを活用ください。

今月のニュース

在留資格認定証明書の有効期間の取扱が変更になります

新型コロナの影響により我が国への入国が遅れる方がいることに配慮し、出入国在留管理庁は入国に必要となる在留資格認定証明書（以下「証明書」といいます）の有効期間の延長措置を講じてきましたが、6月22日、その見直しを公表しました。その概要は次のとおりです。

（1）8月から「有効期間」の取扱を変更

従来、2020年1月以降に作成された証明書について、有効期間を延長する特例措置が講じられてきました。今回の見直しでは、次表 A、B のとおり、7月作成のものまでは従来措置を延長しますが、C のとおり8月1日以降作成のものについては「3か月間有効」へと取扱が変更されます。

証明書作成時期	有効期間	見直し
A.2020/1/1から 2022/4/30まで	2022/10/31まで 有効	従来措置を 延長
B.2022/5/1から 2022/7/31まで	6か月間有効	従来措置を 延長
C.2022/8/1以降	3か月間有効	取扱を変更

（2）「簡素な手続き」の見直し

従来、上記の表の A、B の特例の期間を経過した方であって、前回の申請内容から変更がない場合については、簡易な手続き（注）により在留資格認定証明書の交付申請が可能とされてきましたが、この取扱は2023年1月31日までで終了することになります。

（注）①従前の証明書と②受入機関等が作成した証明書の提出があれば、速やかに交付する手続き

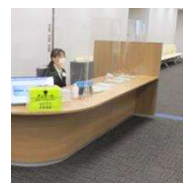
今月の最前線

FRESC を訪問してきました

7月を迎えたある日、「外国人在留支援センター（FRESC）」を訪問してきました。

同センターは、外国人にかかわる在留相談や労働相談、人権擁護などあらゆる政府の窓口を一元的に集めた画期的な施設として一昨年設置され、今年の7月6日で設立2周年を迎えることになったからです。同センターを訪問し、担当の方から、

これまでの運営状況や今後の抱負を伺い、利用者に対するメッセージもいただきました。



<外国人在留支援センターの概要>

住所：新宿区四谷1-6-1 四谷タワー内

電話：0570-1011000

開庁時間：9:00～17:00（土日祝は休み）

- 出入国在留管理庁：政府の共生施策の一情報提供や出入国記録・外国人登録原票の開示請求など
- 東京出入国在留管理局：外国人及び外国人を雇用したい企業の在留相談など
- 東京法務局人権擁護部：外国人の人権相談など
- 日本司法支援センター（法テラス）：外国人の法的サポートなど
- 東京労働局外国人特別相談支援室：外国人の労働相談など
- 東京外国人雇用サービスセンター：留学生や高度人材等の職業相談など
- 外務省ビザ・インフォメーション：査証相談など
- 日本貿易振興機構（ジェトロ）：外国人を雇用する企業支援サービスなど

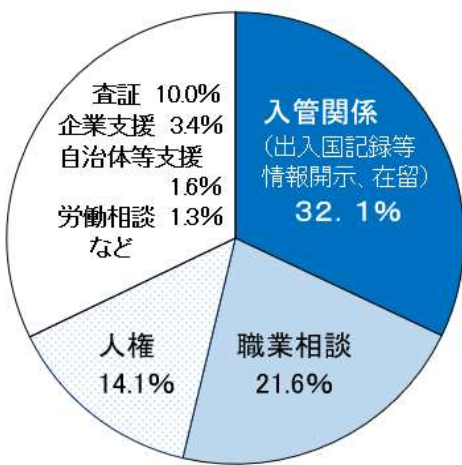
Q 日本で初めての施設で、大変でしたか？

A:開設に漕ぎつけたところ“コロナ禍”となり心配しましたが、本施設の趣旨が理解され多くの利用を頂きました。

Q この2年間の相談状況はいかがですか？

A:フレスクにおける2020年12月以降の相談対応数は、123,868件で、うち来所は34,735件です。相談内容別には、次図のとおりで、①入管関係、②職業相談、③人権相談の順序となっています。

図表 FRESKにおける相談内容



Q 「窓口一元化」による相談の効果は？

A:例えば、「仕事を探したい」といって外国人雇用サービスセンターに来られた方に、どのような在留資格を必要とするか東京入管で情報提供することができます。

解雇されたという相談が東京労働局の特別相談支援室にあったときにも、在留資格の相談は東京入管と連携が取れます。

通常であれば、地方出入国在留管理局とハローワークや労基署を行き来しなければいけないところ、FRESKであれば1か所で相談したり、複数の機関の担当者が同席で相談したりすることもできます。

外国人の方はもちろん、私たち職員もとても便利だと感じています。

Q 外国人を支援する支援機関や企業の方の FRESK の利用法を教えてくださいませんか？

A:東京入管の在留相談を例にとりますと、外国人本人の相談だけでなく、支援機関の方が同席することもよくあります。もちろん企業の方の相談もOKです(予約制)。

「四谷に来るのが大変」という方や地方の方は、オンライン相談(予約制)もできます。

このほか、地方出入国在留管理局・支局には、受入環境調整担当官が配置されており、地方公共団体が一元的相談窓口における業務を円滑に行えるよう地方公共団体職員等に対して相談業務に関する研修を行ったり、相談員同士の意見交換の場を設けるなどしています。



Q 最後に、今後の抱負と利用者の方へのメッセージをお願いします。

A:本年6月、外国人の受入れ・共生のための「総合的対応策」がまとめられ、今後5年間の「ロードマップ」も決められましたが、その中でFRESKとしては、外国人に対する「情報発信・外国人向けの相談体制の強化」に取り組み、外国人が必要とする環境を整備したいと考えています。

また、FRESKの情報が“外国人に届く”ようにすることが大切です。支援機関や企業の皆様には広報・周知により繋いでいただくようお願いします。

図表 FRESKと支援機関等との連携

